令和5年度第5回米子市農業委員会総会議事録

招集年月日 令和5年8月10日(木)

招集場所 米子市役所401会議室

開 会 午後1時30分

出席農業委員 1番 赤尾昇委員 2番 足立康雄委員 3番 泉新一委員 4番 岩佐清志委員 5番 木下壽美子委員

6番 木村静子委員 7番 公本英夫委員 8番 小西淳一委員 9番 角力委員 10番 関本五郎委員

11番 髙橋敦美委員 12番 宅野真二委員 13番 竹中誠一委員 14番 田子博康委員 15番 中本公平委員

16番 能登路幸輝委員 17番 舩越真委員 18番 安井貴之委員 19番 米澤美憲委員

欠席農業委員 なし

出席推進委員 影鳴六郎委員 福田忠雄委員 森中喜輝委員 佐々木知俊委員 大田正夫委員 大縄敬次委員

福長正樹委員 高尾和広委員 松本裕三委員 本池実委員 大家保委員 福島公明委員 橋本愼一委員

田中英省委員 髙濱健委員

事 務 局 日浦事務局長 古橋事務局長補佐 妹尾係長 石田主任、馬野主事

傍 聴 人 無し

日 程 1 会長あいさつ

- 2 議事録署名委員の指名
- 3 議事
- (1) 農地法各条申請審議等

ア 第1号 農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について

イ 第2号 農地転用事業計画変更申請に対する意見具申について

ウ 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について

- エ 第4号 米子市農用地利用集積計画の決定について
- オ 第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)に基づく農用地利用集積等 促進計画に係る意見照会に対する回答について

4 報告事項

- (1)農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規程による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について
- (6) 相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行っている旨の証明について
- (7)公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (8) その他

議事開始 午後1時30分

議長 (角会長)

第5回農業委員会総会を開きます。

議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

それでは、議席番号8番の小西委員と議席番号10番の関本委委員にお願いしたいと思います。本日の欠席はありません。審議に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げがあれば、事務局から説明してください。

事務局(古橋事務局長補佐)

議案の取り下げが1件ございます。12ページの番号52の5条転用について取下願が提出されました。

議長 (角会長)

それでは審議に入ります。3ページ、議案第1号をお願いします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。

それでは、4ページ、番号18の赤井手から5ページ番号25の淀江町稲吉について一括して審議します。事務局から説明してください。

事務局 (妹尾係長)

3条許可案件について説明いたします。場所について画面に表示いたしますのでスクリーンをご覧ください。

番号18番赤井手の議案ついて説明いたします。

JA鳥取西部中央営農センター近くにあります田2筆4,026平方メートルの農地をこの度合意され売買されるものです。

番号19番浦津及び上新印の議案ついて説明いたします。

J A鳥取西部中央営農センター、山陰道近くにあります田 6 筆 8 , 4 1 8 平方メートルの農地をこの度合意され兄弟間で売買さたものです。

番号20番二本木の議案ついて説明いたします。

二本木集落内にあります畑1筆106平方メートルの農地をこの度合意され贈与されるものです。

番号21番の彦名町の議案ついて説明いたします。

米子西クリニック近くにあります畑1筆651平方メートルの農地を農地近くの家屋を取得された譲受人とこの度合意され贈与されるものです。

番号22番の上安曇の議案について説明いたします。

南部伯耆営農センター近くあります田1筆191平方メートルの農地をこの度合意され売買されるものです。

番号23番の淀江町淀江の議案ついて説明いたします。

市営大垣住宅近くあります田1筆167平方メートルの農地をこの度相続された不在地主と合意され贈与されるものです。

番号24番及び番号25番の淀江町稲吉の議案ついて説明いたします。

稲吉集落近くにあります田1筆1,291平方メートル及び田1筆1,954平方メートルの農地をこの度合意され耕作されていた方と 売買されるものです。

3条許可案件は以上8件となります。詳細は議案および3条別紙のとおりです。農地法第3条 第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いいたします。

議長 (角会長)

番号18の赤井手について、担当委員さんから補足があればお願いします。

安井農業委員

番号18の赤井手について、8月2日、安井と森中推進委員で現地調査を行ないました。耕作をきちんとしとられるので、許可については問題ないと思われます。同様に、19番についても現地確認を行ない、こちらもきれいに耕作されてあり、問題ないと思われます。

番号20の二本木について、担当委員さんから補足があればお願いします。

福田推進委員

現地調査を8月2日、能登路委員、宅野委員、事務局と4人で確認しました。今回5条で出ている農地と実質交換し、譲受人が耕作されると聞いております。許可について問題ないと考えますのでよろしくお願いします。

議長 (角会長)

番号21の彦名町について、担当委員さんから補足があればお願いします。

公本農業委員

この案件は、4年前に個人的に相談があって現地確認した事があります。場所的には内浜産業道路と内浜バス道路の真ん中位になるんですが、問題なのは、住宅の裏にこの畑があって、この畑に入るには住宅を通らないと入れないということです。このところを加味して譲渡人が譲受人に贈与されることになったようです。

議長 (角会長)

5ページ番号22の上安曇について、担当委員さんから補足があればお願いします。

田子農業委員

8月4日、私、田子が現地確認を行ないました。場所は尚徳上安曇入口県道沿いで、登記地目は田ですが、現況地目は畑の191 平方メートルです。所有者は高齢で、息子さんが管理されていますが、近所の意欲のある方と合意して売買するということです。問題ないと考えます。

議長 (角会長)

番号23の淀江町淀江について、担当委員さんから補足があればお願いします。

中本農業委員

現地調査を8月9日、私、中本委員と、譲受人となる橋本推進委員で行ないました。

譲渡人は県外在住で、譲受人が長年管理してきたということで、先々のことを考えて、この度、贈与したほうがいいのではないかということで踏み切ったということです。

議長 (角会長)

番号24・25の淀江町稲吉について、担当委員さんから補足があればお願いします。

田中推進委員

この両案件については、6月22日、淀江地区の農地相談会がありまして、その際、譲渡人と譲受人の計3名で相談に来られた案件です。

譲渡人が農地について無償でもいいから譲渡したいという考えで、2つの圃場について、それぞれ耕作し管理していた2名がこの度、

譲受人になるということです。現地調査は8月7日、中本委員と私、田中推進委員で行ないました。特段問題はありませんのでよろ しくお願いします。

議長 (角会長)

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可と決定します。

続きまして、6ページをお願いします。農地法関係事務処理要領の第4の7の(3)のエの(イ)の規定により、農地転用事業計画変 更申請に対する意見を具申したいので審議を求めます。それでは、7ページ、番号2の淀江町小波について審議します。事務局から説明 してください。

事務局 (馬野主事)

先に事務局より事業計画変更申請2番について、説明いたします。詳細は議案のとおりです。本申請地は、近接にある濃縮水処理設備 建設工事のため、資材及び車両置場として、令和4年7月1日付で一時転用の許可を受けていた場所です。

当初、本体工事である濃縮水処理設備建設工事は、許可日から令和5年7月末で完了する予定でしたが、新型コロナウィルス感染拡大の影響で工期が令和5年9月末まで2カ月延長されました。これに伴い、資材、車両置場である本申請地の一時転用期間も当初の予定の令和5年8月末から10月末に2カ月延長することとなり、本事業計画変更の申請が提出されることとなりました。被害防除計画等につきましては、引き続き、担当委員様からご説明されます。ご審議よろしくお願いいたします。事務局からは以上です。

担当委員さんから説明をお願いします。

髙濱推進委員

事業計画変更の議案について説明します。詳細は議案のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、近接の濃縮水処理設備の設置(拡張)工事のための資材置場及び車両置場を計画したものです。当初一時転用期間は許可日から令和5年8月31日まででしたが、一時転用期間を令和5年10月31日まで2カ月延長する事業計画変更の申請が出されました。8月7日に中本委員、田中推進委員、事務局と私、髙濱で現地確認を行いました。被害防除計画に変更はありません。造成計画は、最高50センチメートルの盛土造成済みです。雨水の排水は、地下浸透です。汚水の発生はありません。一時転用期間を2カ月延長することについて、実行組合の同意を確認しています。土地改良区の該当はありません。農地区分は、農振農用地に該当します。なお、農振農用地につき、米子市農林課へも意見照会を行い、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、本事業計画変更は適当である旨の回答をもらっています。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議長 (角会長)

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、計画変更申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、8ページ、議案第3号をお願いします。農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請 について、農地法第5条第3項において準用する、第4条第3項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

それでは9ページ、番号41、42の大崎について一括して審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

松本推進委員

41番と42番の議案については、住宅2軒の案件で、進入路部分が共有ということで関連していますので、まとめて説明します。 詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、41番・42番とも一般住宅と進入路を計画したものです。8月1日に角委員と、現地確認を行いました。41番・42番の被害防除計画ですが、造成はせず、転圧・整地のみ行い、擁壁は既設コンクリートブロックを利用します。雨水の排水について、進入路に設置する新設側溝を経由して既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、合併浄化槽から進入路に設置する新設側溝を経由して既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。隣接農地はありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議長 (角会長)

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、10ページ、番号43の河崎から11ページ、番号46の両三柳まで一括して審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

泉農業委員

43番から、46番について、8月2日に大縄推進委員と、石田事務局職員、泉委員の3名で現地確認を行いました。

43番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、譲受人の 会社の既存施設の拡張で、資材置場を計画したものです。造成計画は、最高50センチメートルの盛土造成を行います。擁壁等として、 会社で所有している $6.0 \times 6.0 \times 1.5.0$ センチメートルのサイズのコンクリートブロック擁壁を設置します。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者の同意、自治会の同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、3.0.0 メートル以内に駅がある農地で、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

続いて44番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、米子市発注の下水道工事に伴う一時転用で、駐車場を計画したものです。一時転用期間は許可日から令和6年3月31日までです。被害防除計画ですが、造成はせず、敷鉄板を敷設(ふせつ)して利用し、終了後は撤去します。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者の同意、私道通行にかかる同意、実行組合の同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、500メートル以内に駅がある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

続いて45番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、貸資材置場を計画したものです。不動産関係を扱う譲受人が土地を取得し、代表取締役が同じである土木建築工事部門の会社へ貸し出します。造成計画は、最高90センチメートルの盛土造成を行い、土羽打ちを実施します。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。自治会の同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。隣接農地はありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

46番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、米子市発注の下水道工事に伴う一時転用で、重機・資材置場を計画したものです。一時転用期間は許可日から7か月です。被害防除計画ですが、造成はせず、敷鉄板を敷設(ふせつ)して利用します。終了後は敷鉄板や資材を撤去します。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者の同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号47の陰田町について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

佐々木推進委員

47番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、米子市発注の下水道工事に伴う一時転用で、仮設事務所、資材置場、駐車場を計画したものです。一時転用期間は許可日から12か月です。8月2日に小西委員と現地確認を行いました。被害防除計画ですが、造成はせず、進入路に敷鉄板を敷設(ふせつ)します。終了後は、仮設備や敷鉄板を撤去します。雨水の排水について、既存の土水路を経由して既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の発生はありません。実行組合の同意を確認しております。隣接農地はありません。土地改良区は該当ありません。農地区分は、概ね10~クタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地に該当しますが、一時的な利用に供する場合には例外的に転用が認められています。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議長 (角会長)

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号48の蚊屋から12ページ番号50の二本木について、一括して審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

福田推進委員

48番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、一般住宅を計画したものです。8月2日に能登路委員、宅野委員と、事務局と私で現地確認を行いました。造成計画について、47~59センチメートルの盛土造成を行います。擁壁として、高さ90センチメートルのL型擁壁を設置します。雨水の排水は、敷地内溜桝に集水後農業用用排水路へ流します。汚水の排水は、公共下水道へ流します。実行組合の同意、箕蚊屋土地改良区の意見書を確認しています。隣接農地はありません。農地区分は、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で500メートル以内に2以上の教育施設、公共施設等がある農地で第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

49番と50番の議案は一つの事業計画なので、まとめて説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、隣接の非農地部分も含めて一般住宅を計画したものです。8月2日に能登路委員、宅野委員と、事務局、私の4名で現地確認を行いました。造成計画について、43センチメートルの盛土造成を行います。擁壁として、高さ20センチメートルのコンクリートブロックを2段から3段設置します。雨水の排水は、敷地内溜桝に集水後農業用排水路へ流します。汚水の排水は、農業集落排水へ流します。隣接耕作者の同意、実行組合の同意、箕蚊屋土地改良区の意見書を確認しています。農地区分は、宅地化の状況が住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、その規模が10ヘクタール未満の第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議長 (角会長)

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。 そうしますと採決したいと思います。 賛成の方の挙手を求めます。 挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。 続きまして、番号51の福万について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

髙橋農業委員

51番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、一般住宅を計画したものです。8月2日に福島推進委員と私で現地確認を行いました。造成計画として、表土すきとり後、真砂土を入れて整地します。雨水の排水は、農業用用水路へ流します。汚水の排水は、農業集落排水へ流します。隣接耕作者の同意、実行組合の同意を確認しています。土地改良区の該当はありません。農地区分は、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で500メートル以内に2以上の教育施設、公共施設等がある農地で第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議長 (角会長)

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号53の淀江町佐陀について一括して審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

髙濱推進委員

53番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、建築条件

付売買予定地を計画したものです。8月7日に中本委員、田中推進委員、事務局と私で現地確認を行いました。造成計画について、20センチメートルの盛土造成を行います。擁壁として、高さ20センチメートルのコンクリートブロック2段~3段を設置し、一部既存擁壁を利用します。雨水の排水は、新設雨水排水管を経由し既設道路側溝へ流します。汚水の排水は、公共下水道へ流します。実行組合の同意を確認しています。隣接農地はありません。土地改良区の該当はありません。農地区分は、〇〇〇〇番〇については、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で500メートル以内に2以上の教育施設、公共施設等がある農地で第3種農地に該当します。〇〇〇〇番〇については、宅地化の状況が住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、その規模が10~クタール未満の第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議長 (角会長)

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、13ページ、議案第4号をお願いします。米子市農用地利用集積計画の決定について、米子市長が作成した、農用地利用集積 計画(案)について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求めます。

それでは、所有権移転各筆明細について、16ページ番号8-1から番号8-3までを一括して審議します。事務局から説明してください。

事務局 (妹尾係長)

利用権設定各筆明細について説明いたします。

議案のカッコ書きは利用権設定の新規、再設定の別を記載しております。

16ページ番号8-1から番号8-3は再設定です。ご審議よろしくお願いします。

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

それでは、採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、決定とします。

続きまして、20ページ、農地中間管理機構が借入れを行なう場合について、番号7-1から番号7-5までを一括して審議いたします。事務局から説明してください。

事務局 (妹尾係長)

鳥取県農業農村担い手育成機構が行う中間管理権の取得についてご説明いたします

20ページ番号7-1から番号7-5まで、地権者の意向によるもので中間管理権取得を行うものです。

議長 (角会長)

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

それでは、採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、決定とします。

続きまして、23ページ、農地中間管理機構が転貸を行なう場合について、番号7-1から番号7-2までを一括して審議いたします。関係者の能登路委員は、議事に参加できません。それでは事務局から説明してください。

事務局 (妹尾係長)

今月の農地利用配分計画23ページ番号1から番号2は近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。

議長 (角会長)

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

それでは、採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、決定とします。

続きまして、25ページ、議案第5号をお願いします。農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、農用地利用集積等促進計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。それでは、26ページ番号1から31ページ番号26までを一括審議します。事務局から説明してください。

事務局 (妹尾係長)

26ページ番号1から31ページ番号26近隣ほ場の耕作者であるため権利の設定をするものです。ご審議よろしくお願いします。

議長 (角会長)

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

続いて報告事項に移ります。

事務局から報告してください。

事務局(古橋事務局長補佐)

報告いたします。

34ページの農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、4件を受理しています。

35ページの農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、2件を受理しています。

次に、36ページから 38ページの農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約に係る通知書の受理について、13件を受理しています。

次に、39ページの非農地現況証明について、5件を証明しています。

次に、40ページから42ページの農地の転用事実に係る照会に対する回答について、3件を回答しています。

次に、43ページの相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行っている旨の証明について、1件を証明しています。

次に、44ページの公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について、1件報告を受けています。

報告は以上です。

議長 (角会長)

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

本日、予定していました審議は以上です。

事務局から連絡事項をお願いします。

事務局(古橋事務局長補佐)

9月8日(金)午後1時30分から、市役所 本庁舎401会議室におきまして、9月定例総会を開催予定としております。 次に8月18日(金)午後1時30分から、市役所 第2庁舎3階会議室におきまして、運営特別部会を開催予定としております また8月29日(火)午後2時から、市役所 第2庁舎 2階第1会議室におきまして、広報特別部会を開催予定としております 次に、8月の農地相談会予定ですが、8月22日(火)午後2時から 富益公民館、8月24日(木)午後2時から 河崎公民館で開催 予定としております。

最後に、8月分の活動実績報告書ですが、9月5日(火)までにご提出いただきますと助かります。報告用紙をお配りしておりますが、 足りないと思われる方は、出入口付近に用意してありますので、お持ち帰りください。 私からは以上です

議長 (角会長)

そういたしますと、これを持ちまして、第5回農業委員会総会を終了します。

閉 会 午後4時08分